

農業委員会だより 第87号

～秋作業料金決まる～

岩美町農作業標準料金 (平成24年度)

秋

(10アール当り：円) 消費税込みとする。

普通作業 1時間当たり	軽作業 1時間当たり	刈り取り				脱穀 (布1袋)	運搬 (ライスセンターまで)		乾燥
		バインダー		コンバイン			10 a 当たり	30 kg袋	
900	800	整形田	不整形田 (10a未満の 圃場を含む)	整形田	不整形田 (10a未満の 圃場を含む)	530	フレコン袋	コンバイン袋	9,500
		7,300	8,400	16,800	18,900		2,700	160	

※ 10 a 未満の圃場の作業料金は、不整形田の料金とする

◎ 粃摺り 400円 / 30kg

◎ コンバイン刈り取りで倒伏の場合は、整形田・不整形田共に状況により下表のとおりとする。

刈り取り割増し料金表

(10アール当たり) 消費税込みとする。

倒伏面積割合	0%～30%未満	30%～50%未満	50%～80%未満	80%以上
割増率	基本料金	30%割増	40%割増	60%割増

- ※ 倒伏の割合は、両者で協議し決定する。
- ※ 湿田の場合は、両者で協議し加算する。
- ※ すみ刈りは、作業委託者側で行う。
- ※ 車に積み込み可能な場所まで（道路端まで）は、作業委託者側で運ぶ。
- ※ ライスセンターへの申込みは、作業委託者側で行う。

問い合わせ先 岩美町農業委員会事務局 ☎73-1586

STOP! 不法電波

あなたの無線機、
技適マークついてる？

電波は、テレビ、ラジオ、携帯電話や無線LANといった私たちの身近なものから、航空、船舶、消防・救急、警察などの重要な無線通信まで幅広く利用されています。

これらで利用されている無線通信に種々の混信・妨害が発生しており、その原因の多くは不法無線局（免許を受けないで不法に開設された無線局）から発射される電波によるものです。

不法電波は犯罪です。私たちの暮らしを守り、電波を安心して利用できるよう、不法無線局をなくしましょう。

電波に関する困りごとの相談

総務省中国無線通信局 電話相談窓口

不法無線局による混信・妨害相談 ☎082-222-3332
テレビ・ラジオ受信障害 ☎082-222-3383

